

公共職業訓練を受講希望の皆様へ



雇用保険受給者の方で、早期の就職を目指しており、かつ公共職業安定所長が公共職業訓練の受講を特に必要と認めた方に対して、公共職業訓練の受講あっせん（受講指示）を行います。

ただし、受講あっせん（受講指示）を行う場合に、訓練が開始される日時点での、基本手当の支給残日数に関する条件があります（下記参照）ので、お早めにハローワークにご相談ください。

【受講あっせん（受講指示）のメリット】

- ① 所定給付日数分の支給を終了した後も、訓練終了日まで基本手当が支給されます！
- ② 訓練を受講した日について、1日500円の受講手当が支給されます（40日分まで）！
- ③ 訓練施設に通うための交通費（通所手当）が支給されます！

【受講あっせん（受講指示）に関する条件】

雇用保険の所定給付日数の2/3の日数分の支給を受け終わる日までに開講する公共職業訓練及び求職者支援訓練を受講することに対して受講指示できますが、所定給付日数が240日以上の方は150日分の支給を受け終わる日までとなります。

また、給付制限期間の無い所定給付日数90日の方は90日分、120・150日の方は120日分の支給を受け終わる日までとなります。

所定給付日数	給付制限あり		給付制限なし	
	2/3に相当する日数分	訓練開始日 前日分支給後の 残日数	2/3に相当する 日数分	訓練開始日 前日分支給後の 残日数
90	60	31	90	1
120	80	41	120	1
150	100	51	120	31
180	120	61	120	61
210	140	71	140	71
240	150	91	150	91
270	150	121	150	121
300	150	151	150	151
330	150	181	150	181
360	150	211	150	211